

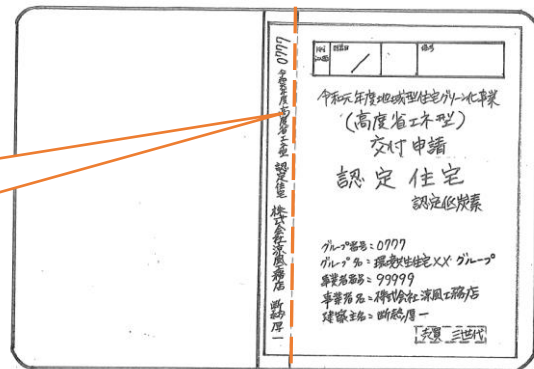
令和元年度地域型住宅グリーン化事業 高度省エネ型・認定住宅

補助金交付申請書【認定低炭素住宅/性能向上計画認定住宅・様式】の作成要領

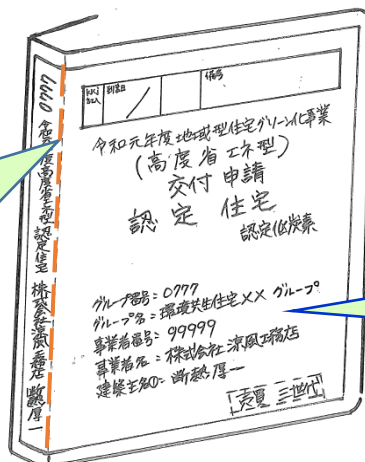
- 1) 交付申請者が作成してください。但し、質疑応答はグループ事務局の担当者とのみ行います。
 - 2) 作成要領を参照の上 申請毎に**3部作成し、正1部と控え1部をグループ事務局へ提出してください。**
※残りの1部は交付申請者(施工事業者)の控えとして必ず保管してください。
グループ事務局の担当者とは、控えがあることを前提として、審査の質疑応答を行います。
- 注) 各様式の内、押印書類は必ず「原本」を提出してください。(カラーコピーは不可)**
(請負用の共同事業実施規約と協定書は「写し」の提出になります。ご注意ください。)
- 3) 申請図書は、A4紙製2穴 フラットファイルに綴じて提出してください。(1住戸 1ファイル)
(リングファイルやバインダーは使用しないでください)
フラットファイルの表紙及び背表紙には、様式エクセルの中の「様式表紙」を
プリントアウトして糊付けしてください。(下図参照)
 - 4) 書類の大きさは原則として**A4サイズ**とします。
設計図書(平面図、立面図等)は、**A3サイズ**とし、A4サイズに折ってください。
尚、A3の図面をA4に縮小するのは避けてください。
 - 5) 要求されていない書類は提出しないでください。
 - 6) 提出書類の一覧については様式のエクセルデータのチェックシートをご活用ください。

1住戸1ファイルとします

背表紙は**切り取らず**
背表紙～表面にかけて
繋げて紙を貼付けて下さい。
(← 山折り)



背表紙は**切り取らず**
背表紙～表面にかけて
繋げて紙を貼付けて
下さい。
(← 山折り)



必要事項は【様式2】
に入力すると**自動で**
表示されます。

原本提出
修正箇所がある場合、原本再提出となる為必ず記入をご確認ください。

令和元年度の事業者番号下5桁を記入してください。

事業者番号 9 9 9 9 9
申請日 令和元年 8 月 1 日

令和元年度地域型住宅グリーン化事業補助金交付申請書

必要な書類が整った日以降、グループ事務局に提出する日を記入してください。

令和元年度地域型住宅グリーン化事業に要する費用は、令和元年度地域型住宅グリーン化事業補助金交付規程第5の7の規定により、関係書類を添えて下記の通り申請します。申請にあたっては、交付申請者及び対象住宅が本事業の要件やグループの共通ルールに適合していること、交付申請者及び対象住宅の建設に関する法令を遵守することに間違いありません。


なお、グループ代表者及び事務局担当者を申請代理人と定め、令和元年度地域型住宅グリーン化事業に関する一切の権限を委任します。

採択通知書に記載のグループ番号を記入してください。

記 所属するグループ名を正確に記入してください。

1. 交付申請者

所属グループ番号	0 9 9 9	所属グループ名称	環境共生住宅××グループ
----------	---------	----------	--------------

法人・個人事業主等の名称	株式会社〇〇涼風工務店	会社の代表者印・個人事業主の場合は実印 
代表者氏名	床下 伝二	
住所	東京都 新宿区揚場町●●◇△-00001	

適用申請書と同内容で記入してください。内容が変わる場合、計画変更の手続きを行ってください。

法人の場合は、会社の代表者印(代表者の個人印ではありません)個人事業主の場合は、実印(印鑑登録証明書の提出が必要です)

2. 交付申請する

契約形態 <input checked="" type="checkbox"/> 請負契約 <input type="checkbox"/> 売買契約	建築主名① 物件名(売買の場合)	フリガナ ダンネツ コウイチ 断熱 厚一
	建築主名②	フリガナ ダンネツ アツコ 断熱 厚子

どちらかにチェックを記入してください。

請負契約書の建築主が連名の場合、交付申請する建築主も連名としてください。

※連名の場合は建築主名①に代表の方、他の方は建築主名②に記入し他の方が複数の場合は建築主名②に併記(表裏併記)による場合は「〇〇〇タウンハウス△号棟」等、特定できる名称を記入

3. 補助事業の概要 (様式3のとおり)

4. 事業の完了日 (様式3のとおり)

5. 交付申請額・算出方法及び事業経費の配分(様式4のとおり)

(注意事項)

1. 交付申請書は、1住戸につき1枚作成してください。
2. 修正液、修正テープ等や訂正印での修正はできません。(提出書類共通)

対象住宅・建築物の概要

1. 工事請負契約の締結日

令和元年 5 月 8 日

請負契約物件のみ契約日を記入してください。
(売買物件は記入不要)

←請負契約の場合に記入

2. 事業の完了日

令和元年 12 月 20 日

事業完了(支払い全額精算かつ引渡し)日、または
完了実績報告提出期限のいずれか早い日を記入してください。
契約書に記載している完了日と相違してもかまいません。

3. 対象住宅の概要

建設地の地名地番	東京 都道府県 新宿区揚場町△△△-◇□□□
契約書と表記が異なる理由	<input type="checkbox"/> 住居表示のため <input type="checkbox"/> 分筆前のため <input type="checkbox"/> その他()
構造	<input checked="" type="checkbox"/> 木造のみ <input type="checkbox"/> 混構造(木造+鉄筋コンクリート造、木造と鉄骨造等)
階数	地上 2 階 地下 0 階建
対象住宅の面積	125.66 m ² (少数点第三位以下切り捨て) ※インナーガレージや住宅以外の用途部分等の面積を除く
用途	<input checked="" type="checkbox"/> 住宅のみ <input type="checkbox"/> 住宅(インナーガレージ付) <input type="checkbox"/> 住宅以外の用途との併用住宅

建設地の**地名地番**を記入して下さい。(住居表示の記載は不可です)

契約書の建設地と表記が異なる場合は、その理由を「その他」にチェック■を入れて記入してください。

対象住宅の 構造、階数、住宅の面積、用途、にチェックを記入してください。

4. 三世代同居対応住宅に設置する調理室等の数(三世代同居加算を対象とする場合)

調理室	2 カ所	浴室	カ所	便所	2 カ所	玄関	カ所
-----	------	----	----	----	------	----	----

三世代加算を申請する場合のみ、調理室等の数を記入してください。

売買の場合は、「土地の代金」と「建物の代金」を分けて記入してください。

申請番号 99999 断熱 厚一

請負契約書に記載の契約額(税抜き)を記入してください。

対象住宅・建築物の経費

1. 契約の区分及び契約額(消費税抜き)

<input checked="" type="checkbox"/> 請負契約による住宅	工事請負契約の契約額 (A)	35,000,000 円
<input type="checkbox"/> 売買契約による住宅	契約額のうち 土地の代金 円	契約額のうち 建物の代金 (A) 円

2. 契約額のうち補助対象とならない経費の内訳(消費税抜き)

補助対象外工事費 項目	工事費	
1 用地費、地盤改良工事、解体工事費、外構工事、ウッドデッキ等	5,200,000 円	
2 インナーガレージ・店舗部分等	0 円	
3 必ず、どちらかに■を記入してください。	0 円	
4 〇み工事	500,000 円	
5 〇具等)	200,000 円	
6 設計料、工事監理費、各種申請費、保険費、調査費	600,000 円	
7 太陽光発電設備		■ 分離発注
一次エネルギー消費量計算に含む	<input checked="" type="checkbox"/>	
一次エネルギー消費量計算に含まない	<input type="checkbox"/>	
8 その他 (利益排除分)	3,500,000 円	
9 その他 ()		
10 その他 ()		
補助対象外工事費 合計	10,000,000 円	

マニュアル第1章2.6.1表6-2を参考に補助対象外工事費を記入してください。

※調整値引きのマイナス計上は出来ません。
(マイナスの金額の入力は出来ません)

様式4の欄外に掲載している認定住宅の太陽光発電工事のフローを参考に記入してください。

3. 他の補助事業の補助金

国庫を含まない補助金の額	500,000 円 (C)
--------------	---------------

4. 補助対象工事費の算出

補助額が掛かり増し費用相当額の1/2以下であることを確認し記入してください。	(C)	24,500,000 円 (D)
--	-----	------------------

対象住宅において国の補助金が含まれていない補助制度を活用した場合は、その補助額を記入してください。

5. 補助額の算出

配分の区分	補助額	補助対象工事費から求める補助額の確認
高度省エネ型(認定住宅)	110 万円 (E) (5万円単位)	(D)/10000(単位調整)×1/10= 245 ≥ 110 万円 (E)
地域材加算額	20 万円 (10万円単位)	掛かり増し費の確認 補助金額は建設工事費のうち、認定住宅(低炭素・性能向上)による掛かり増し費用相当額の1/2以内の額である
三世帯同居加算額	10 万円 (10万円単位)	地域材加算額は主要構造部の過半において、地域材を使用するによる掛かり増し費用相当額の1/2以内の額である 三世帯同居加算額は、三世帯同居対応住宅にするための掛かり増し費用相当額の1/2以内の額である
交付申請額	140 万円	

補助額が認定住宅(低炭素・性能向上)とする建設工事費の1/10以内の額であることを確認してください。

交付申請額を確認してください。

加算を使用する場合、加算額(地域材・三世帯)の掛増し費用相当額がそれぞれ1/2以下であることを確認しチェック■を記入してください。

対象住宅・建築物の着工前の現地写真

採択日以降の着工前の写真

使用する配分額の採択通知の番号※ 国住木 第 ●●● — 999 号

① 敷地写真はカラーとし、予定される完成写真と同じアングルで敷地と周辺の建物等を写真を採択通知日以降の着工前に撮影すること。
 ② ①と別のアングルで周辺建物を写し込んだ敷地全景

良い撮影

写真①

看板の見本

国住木第 ●●● — 999
建築主 断熱 厚一
撮影日 2019年7月〇〇日
交付申請者 株式会社〇〇涼風工務店 (施工事業者)

写真②

撮影した写真方向を配置図にマーカーを使用して記入してください

信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するデジタル工事写真の黒板情報電子化対応ソフトウェア

アプリ名		バージョン	
------	--	-------	--

悪い撮影

遠くて看板が読めない現地写真は申請書類として受理できません。看板は明瞭に撮影してください。

周辺建物を写し込んでいない、敷地全景が確認できない現地写真は申請書類として受理できません。周辺建物を写し込んでいない、敷地全景が確認できない現地写真は申請書類として受理できません。

原則、電子黒板は使用不可

「マニュアル第1章4.3現地の写真撮影」及び「マニュアル第1章別紙1」を参照ください。

信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するデジタル工事写真の黒板情報電子化対応ソフトウェア			
アプリ名		バージョン	

(注)この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること

令和元年度地域型住宅グリーン化事業共同事業実施規約

(要件等の確認)

第1条 甲及び乙は、令和元年度地域型住宅グリーン化事業(以下「事業」という。)の交付規程、マニュアル等をよく参照し、乙は、要件に反する事項があることを知った場合、す

- 2 甲及び乙は本規約の締結をもって、以下の(イ)から(ハ)のいずれかについて、本補助金の交付対象部分を除く部分は、この限りでは
- (イ) 本補助金の補助対象となる住宅・建築物について、補助金の交付対象部分を除く部分は、この限りでは
- (ロ) 本補助金を受けた住宅・建築物について甲は、注的な運用を行わなければならないこと
- (ハ) 本補助金で取得し、または効用の増加した財産(取年数)内に処分(補助金の交付目的に反して使用しいう。)しようとする時は、事前に処分内容等につい

< 請負契約用 > 写しを提出

建築主、交付申請者の記名・押印により二通作成し、実施支援室には「交付申請者の写し」を提出してください。

記入間違いや記入漏れがある場合は、再度作成の上提出となりますのでご注意ください。

- (ニ) 交付決定が取り消された場合には本補助金の返還
- (ホ) 提出した個人情報、実施支援室が国から本事業本補助金の目的の範囲内で国土交通省の求めに応じて報告されるほか、国、地方公共団体及び国の他の補助事業の事務事業者からの国庫補助事業実施上の要請に基づき、これらの機関に提供されることがあり、また当該個人情報に係る個人特性を統計的に加工したデータが公表されることがあること

(ヘ) 甲及び乙は、それぞれ第2条(イ)(ロ)(ハ)について甲、乙がそれぞれチェックして申告してください。

(申告)

第2条 甲及び乙は、それぞれ第2条(イ)(ロ)(ハ)について甲、乙がそれぞれチェックして申告してください。

- (イ) 平成27年度以降の建築確認済書の提出理由で、(有りの場合の返還補助金の概要は別紙による)

(ロ) 交付規程第5第3項に規定する暴力団又は暴力団員であること、及び暴力団又は暴力団員との不適切な関係にあること

(ハ) 甲乙の関係が交付規程第5第4項及び第5項に規定する関係会社

(ハ) について関係会社等に該当する場合は、対応方法により何れかをチェックしてください。

2 前項の場合、この場合、三者見積を提出するか、様式4にて利益相当分を補助対象工事費から除いていただきます。

(交付申請等)

第3条 甲及び乙は、本補助金の交付申請から補助金の受領に要する諸手続きについては、甲及び乙を代表して乙が行うものとする。

3 甲は、乙の行う手続きに協力するものとする。

(補助金の還元)

第4条 乙は、本補助金の交付を受けたとき、受領した当該補助金相当額※について、直ちに現金の支払いにより甲に還元するものとする。

(不承認)

第5条 乙は、本補助金の交付を受けたとき、受領した当該補助金相当額※について、直ちに現金の支払いにより甲に還元するものとする。

甲及び乙は、補助金の交付を受けるため、本規約を互いに確認し、本規約に従って補助事業を実施するものとして、本規約を2通作成し、それぞれ保管するものとする。乙の写しを実施支援室に届け出ることとする。

令和元年 7 月 31 日

【乙】の所属グループ名

環境共生住宅××グループ

【甲】建築主

住所 東京都新宿区軽井沢△△△△

氏名 断熱 厚一

甲の印：工事請負契約書と同一印、または実印(印鑑登録証明書原本を添付)

氏名 断熱 厚子

【乙】交付申請者

住所 新宿区揚場町●●◇△-00001

名称 株式会社○○○○

代表者 乙の印：様式2と同一印

床下 伝二

【甲】は工事請負契約書と同じ印または実印(印鑑登録証添付)を使用してください

甲が3名以上の場合は余白を用いて記名、押印してください。

【乙】は交付申請書(様式2)と同じ印を使用してください

(注)この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること

令和元年度地域型住宅グリーン化事業に関する協定書

断熱 厚一 様邸 新築工事
 上記、新築工事(以下、「本工事」という)において建築主「乙」という)、甲乙間の請負契約とは別に甲と請負契約を結

第1条 (目) 甲の建築主名を正確に記入してください。
 ※複数の場合は代表となる一名

第2条 甲、乙及び丙は、令和元年度地域型住宅グリーン化事業提供する。
 (本事業の代表者)

第2条 分離発注によって複数の施工事業者が本工事を行うた
 なって施工事業者に関わる本事業の要件を満たす。

2 本事業に関する諸手続き等については、甲、乙及び丙、
 乙が行うものとする。また甲及び丙は乙の求めに応じて手
 (要件等の確認)

第3条 甲、乙及び丙は、本事業に対する補助金(以下、「本補
 助金」)の交付に必要と認められる事項を、甲、乙及び丙
 手及びグループ事務局に通知する義務を負う。

2 甲、乙及び丙は本規約の締結をもって、以下の(イ)から(ト)
 (イ) 本補助金の補助対象となる住宅・建築物について、
 金の交付対象部分を除く部分は、この限りではない)

(ロ) 本補助金を受けた住宅・建築物について甲は、注意をもって管理し、本補助金の交付の目的に従って、その効率的な
 運用を行わなければならないこと

(ハ) 本補助金で取得し、または効用の増加した財産(取得財産等)を、処分制限期間(補助金受領後10年間又は耐用年
 数)内に処分(補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊すことをいう)しよ
 うとする時は、事前に処分内容等について、国土交通大臣の承認を受けなければならない。これは補助対象外の設備・
 部材であっても、要件に係わるものすべてに適用されること

(ニ) 提出した個人情報、実施支援室が国から本事業に係る本補助金の交付を受けた年度終了後5年間保存され、本補
 助金の目的の範囲内で国土交通省の求めに応じて報告されるほか、国、地方公共団体及び国の他の補助事業の事務
 事業者からの国庫補助事業実施上の要請に基づき、これらの機関に提供されることがあり、また当該個人情報に係る個人
 特性を統計的に処理したデータが公表されることがあること

(ホ) 甲及び乙は、相手、グループ事務局又は実施支援室に連絡することを怠ったことにより、事業の不履行等が生じ審査
 が継続できないと実施支援室が判断した場合は、実施支援室が交付申請を無効とすることができることや交付決定を取り
 消すことができることを承知し、これについて実施支援室に一切の意義を申し立てないこと

(ヘ) 甲、乙及び丙は、本事業の手続きに使用する書類、本補助事業で行われるアンケート等について、すみやかに準備
 し、協力して行うこと

(ト) 本協定書内に定めのない項目については、甲と乙にて締結された「令和元年度地域型住宅グリーン化事業 共同事業
 実施規約」に準じること

(申告)
 第4条 甲及び丙は、交付規程により制限される事項(イ)及び(ロ)については、丙にはその役員

(イ) 平成28年度以降、国土交通省住宅局が所轄する他の補助事業において、本補助金の交付規程第13条の規定に相当する理由で補助金の返還を求められたこと。
 (ロ) 交付規程第5第3項に規定する暴力団又は暴力団員でないこと、及び暴力団又は暴力団員との不適切な関係が交付規程

(ハ) 甲丙の関係が交付規程第5第3項に規定する暴力団又は暴力団員でないこと、及び暴力団又は暴力団員との不適切な関係が交付規程
 (ハ) について関係会社等に該当する場合は、
 対応方法により何れかをチェックしてください。

2 前項の申告内容に虚偽の記載がある場合、この場合、三者見積を提出するか、様式4にて
 た、交付された本補助金の返還を求められ、甲、乙及び丙は当該損害についてその
 利益相当分を補助対象工事費から除いていただきます。


3 甲及び丙が、第1項に規定する事項(イ)及び(ロ)に該当する場合は、甲、乙及び丙は当該損害についてその
 責任を負うこととする。
 甲乙及び丙は、補助金の返還を求められ、甲、乙及び丙は当該損害についてその
 て、本協定書を3通作成し、それぞれ保管するものとするともに、乙の写しを実施支援室に届け出ることとする。

令和 元 年 7 月 30 日


グループ名 環境共生住宅××グループ

【甲】建築主

住所 東京都新宿区軽子坂 ●●●-△
△○○□

氏名 断熱 厚一 

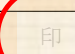
住所 東京都新宿区軽子坂 ●●●-△
△○○□

氏名 断熱 厚子 

【乙】施工事業者(交付申請者)

住所 新宿区揚場町 ●●◇△-00001

名称 株式会社○○涼風工務店

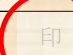
代表者 床下 伝二 

甲、乙の印：様式6と同一印

【丙】施工事業者(分離発注先)

住所 東京都新宿区揚場町◇△-9999999

名称 株式会社◎○太陽光工務店

代表者 太陽 光太郎 

丙の印：法人代表者印または実印

(注)この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること

< 請負契約用 > 写しを提出
分離発注工事がある場合に締結してください。
交付申請者以外の施工事業者全てについて
それぞれ作成し提出していただきます。

建築主、交付申請者、交付申請者以外の施工事業者の記名・押印により三通作成し、実施支援室には「**交付申請者の写し**」を提出してください。

記入間違いや記入漏れがある場合は、再度作成の上、提出となりますのでご注意ください。

第2条 (イ) (ロ) (ハ) について丙が
 チェックして申告してください。

		丙について	
(イ)	<input checked="" type="checkbox"/> 無し	<input type="checkbox"/> 有り	
(ロ)	<input checked="" type="checkbox"/> 該当しない	<input type="checkbox"/> 該当する	
甲丙の関係について			
(ハ)	<input checked="" type="checkbox"/> 該当しない	<input type="checkbox"/> 該当する(三者見積)	
		<input type="checkbox"/> 該当する(設計原価)	

この場合、三者見積を提出するか、様式4にて
 利益相当分を補助対象工事費から除いていただきます。

売買

令和 元 年 7 月 30 日

< 売買契約用 > 原本を提出

交付申請者の記名・押印により作成した原本を
実施支援室に提出してください。

記入間違いや記入漏れがある場合は、再度作成の上、
提出となりますのでご注意ください。

所属するグループ名を正確に記入してください。

グループ名 環境共生住宅××グループ

申請者

住所 新宿区揚場町●●◇△-00001

名称 株式会社〇〇涼風工務店

代表者 床下 伝二

印

交付申請書(様式2)

様式2と同一印

事業共同事業実施による誓約書

(以下、「本事業」という。)に対する補助金(以下、「本誓約書の内容に従って補助事業を実施するものとして届け

出ます。

【要件等の確認】

第1条 交付申請者は、要件に反する事項があることを知った場合すみやかにグループ事務局に通知する義務を負う。

2 交付申請者は、以下の(イ)から(チ)の全ての事項について、了解したものとする。

- (イ) 本補助金の交付規程、マニュアル等をよく参照し、交付対象の要件に合致することを確認すること
- (ロ) 対象住宅の建設について、交付申請者が建設し買主と売買契約を締結すること
- (ハ) 本補助金の補助対象となる住宅(以下、「対象住宅」という。)について、国費が充当された他の補助金との併用は行わないこと(他の補助金の交付対象部分を除く部分は、この限りではない)
- (ニ) 本補助金を受けた住宅(以下、「住宅」という。)について善良な管理者の注意をもって管理し、本補助金の交付の目的に従って、その効率的な運用を行わなければならないこと
- (ホ) 本補助金で取得し、または効用の増加した財産(取得財産等)を、処分制限期間(補助金受領後10年間又は耐用年数)内に処分(補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊すことをいう。)しようとする時は、事前に処分内容等について、国土交通大臣の承認を受けなければならないこと
- (ヘ) 交付決定が取り消された場合には本補助金の返還をしなければならないこと
- (ト) 提出した個人情報、実施支援室が国から本事業に係る本補助金の交付を受けた年度終了後5年間保存され、本補助金の目的の範囲内で国土交通省の求めに応じて報告されるほか、国、地方公共団体及び国の他の補助事業の事務事業者からの国庫補助事業実施上の要請に基づき、これらの機関に提供されることがあり、また当該個人情報に係る個人特性を統計的に処理したデータが公表されることがあること
- (チ) 交付申請者がグループ事務局や実施支援室に連絡することを怠ったことにより、事業の不履行等が生じ審査が継続できないと実施支援室が判断した場合は、実施支援室が交付申請を無効とすることができることや交付決定を取り消すことができることを承知し、これについて実施支援室に一切の意義を申し立てないこと

【申告】

第2条 交付申請者は、交付規程により制限される事項については、その役員等(実質的に経営)について申告する。なお(ロ)については、その役員等(実質的に経営)について申告してください。

(イ) 平成28年度以降、国土交通省住宅局が所轄する他の補助事業において、本補助金の交付規程第13条の規定に相当する理由で補助金の返還を求められたこと

(有りの場合の返還補助金の概要は別紙による)

(ロ) 交付規程第5第3項に規定する暴力団又は暴力団員であること、及び暴力団又は暴力団員との不適切な関係にあること

2 前項の申告内容に虚偽等が存することが判明した場合に、本補助金交付申請に係る補助金交付決定が取り消され、また、交付された本補助金を返還することについて、一切の意義を申し立てないものとする。

【共同実施規約の締結等】

第3条 交付申請者は、買主が決定次第、買主とすみやかに共同実施規約を締結し、交付申請者は、完了実績報告から補助金の受領に至るまでの手続きを買主と共同して行なう。

【補助金の還元】

第4条 交付申請者は、本補助金の交付を受けたとき、受領した当該補助金相当額※について、直ちに現金の支払いにより買主に還元する。

※補助額は、完了実績報告により実施支援室が適切と認めた後に補助事業者に送付される「額の確定通知書」に記載されている額

【申告】

(イ)	<input checked="" type="checkbox"/> 無し	<input type="checkbox"/> 有り
(ロ)	<input checked="" type="checkbox"/> 該当しない	<input type="checkbox"/> 該当する